

するに、生産費が、国際的に機械化の進んだことによつてコスト・ダウンをしたといひますか、そういうものが値下げの原因になつてゐるのだと私は思ふ。だから、そういうことになると、日本もやはり機械化といひもののが進められていくことだと思ふのですけれども、その状態はどうなつてゐるかといふことです。それが一つ。それから、実際にそういう工合にばたばたと鈴山鉱局被害を受けるのは、石炭もそうありますけれども、働いている労働者だけが犠牲になるということになる。しかし、おのずからその範囲には限度があると思うのですけれども、そこらども、たとえば鉱物の中にどのくらい、採算上の問題としてどういう状態になつてゐるのか、外国と比べて極端にいいところもあるかもしれませんけれども、日本の鉛、亜鉛、銅、そういうものを見て、実際に努力しても採算が合わないのかどうか、そういう点を少し話してもらいたい。

を現在掘つております。これは百数十
鉱山ござります銅鉱山の平均でござい
ますが、一・二%の銅を掘つております
が、外國の例を申し上げますと、
フィリピンあるいはアメリカのような
大きな産銅国では大きな露天掘りを
やつておりまして、品位は1%前後で
はございますが、日本のように坑内で
採掘いたしません。そのために非常に
品位は低いのでございますが、大量生
産によってコストダウンしておるとい
うものが現実でございます。また、昭
和の初めごろから産銅国になつており
ます中南米あるいは南アフリカ連邦、
その辺の銅につきましては、全部元鉱
品位が3%ないし4%のものを探掘し
ておるわけでございます。特にアフリ
カにおきましては6%程度の高いもの
を探掘している。そういう品位のよい
良質の原料を使って電気銅を生産して
おりますために、どうしても日本の低
品位銅と比較いたしますると格差が出
て参るのはやむを得ない状態だと思
います。

それから、先ほど申し上げました生
産規模も、一企業について大体日本の
五倍ないし七、八倍の生産規模をもち
まして一企業が生産しておる。そうい
う実情でござりますので、どうしても
日本製品が割高になるというのは避け
られない事情になつております。それ
で、そういう自然的条件による格差を
解消するということは、ある程度関税
その他の政策によりましてカバーして
やるのがこれは必要ではないか。日本
の銅、亜鉛の関税につきましては、將
來その自然の格差を解消してやる程度
の関税をもつてやるべきであるという
感じがしておるわけでございますが、

「委員長退席、理事阿具根 登君着席」
その間、先ほど申し上げましたような
探鉱促進、探鉱融資事業団などにより
ます探鉱融資を行ないまして、高品位
優良な鉱床の発見をはかっていくとい
う政策をとつておるのでござります。
品位が、かりに〇・一%上ります
と、現在一・二%の元鉱を掘りまし
て、現在建値一十八万円で銅を売って
おりますが、かりに一・三%の品位の
ものを掘るようになりますと、約一万
二、三千円のコスト・ダウンができる
る、それほど原料代というものが最終
製品に影響を与えておるような状況で
ございます。高品位の優良鉱床を発見
するような保護を政府としてとらなけ
ればならない、こう考えておるわけで
あります。

それから鉛、亜鉛につきましては、
やはり同じような意味での格差が外国
とござります。しかし、現在、鉛も亜
鉛も非常に供給が過大でございまし
て、世界の需給状況は供給過大という
状況を呈しております、そのためには
異常に安い品物が世界に出回るといつ
たような現象を呈しております。その
ために国連におきます鉛・亜鉛会議
といふものがここ一、三年来開催され
ておりますが、何とか鉛、亜の需給価
格の安定をはかるうじやないかといふ
話し合いが進められておりまして、ま

た、今月の下旬にもシユネーブで第回目が開催されるような状況でござりますて、世界的に非常に頭を痛めています。日本もじょうに、その点については困っていますのでございますが、先ほど申し上げましたように、ひとつ暫定的に自己生産を延定いたしまして、その間に対策立てていくということになると思ふます。

○藤田藤太郎君 鉛、亜鉛の質はどうですか、外国と比べて。

○説明員(大木恒君) 鉛、亜鉛は、日本の鉛、亜鉛の元鉱品位の合計は約1%でございます。これは掘ります場合も鉛も亜鉛も一緒に出て参ります。土体価格が同じでございますので、鉛、亜鉛を合計の品位でもって評価してあります。大体日本の鉛、亜鉛の元鉱品位は六でございます。それに対しまして外国は大体一〇%、高いところにおきまして一五、六というのを採掘しております。特にオーストラリア、カナダの鉛、亜鉛企業というのは非常に大きな企業でございまして、それと比較いたしますると、日本の品位は相当低いといふことが言えるわけでござります。それから、生産規模におきましても、先ほど申し上げましたように、豪州などと比べますと、約三分の一程度だ單に企業規模の格差によって採算が立つのですけれども、主たる原因が質だ、採算上の問題だというなら、いろいろいふものも大いに含まれておるし、また、そうしなければなんと私は思うわれわれも考えられますけれども、た

とれない、立場が有利でないといふことが主たる原因ということであれば、通産行政をやつておられる通産省は、もつと監督、援助をして、そうしてもやはり国際的なレベルの中にこの問題を持つていいこうというのは当然の措置じゃないですか。そのところはどうですか。

○説明員(大木恒君) 先生のおっしゃる如おりでございまして、通産省などいたしましても、機会あるごとにそういう形で誘導して参るよういろいろ考へておられます。が、御指摘の、たとえ精錬所におきましても、現在、銅精錬所は十数カ所にございます。規模が先ほど申し上げましたように小さい、そういうものを今後個々に育成するよりは、大きな臨海精錬所を設けて、一段と規模を大きくした合理化された精錬所を作つていくべきじゃないか、こういうことがいわれております。これも鉱業審議会から答申の形でもつて出されておるわけでございます。こういう問題は、早急に企業を整備していくということはできませんが、そういうような需曲氣の中で鉱山局といたしましては助成的に誘導して参りたいと思つておるわけでございます。

○藤田藤太郎君 石炭の場合でも同じなんですが、とにかく産業が進んでくると、国内資源を活用するといふところに全然目を触れないで、無放任にしておいて、そしてその結果は石炭にすれば中小炭鉱を買ひ上げる。労働者の離職対策というけれども、実際問題として、炭鉱の労働者が炭鉱地帯にあつてどんな悲惨な目にあつてているかということは、私が申し上げるまでもないと思う。だから、金属広山の開

題も結局同じ経過を経て、そこで働いている労働者だけが結局あらゆるボタを全部かぶるということなんですね。たとえば鉱山の買い上げになりますと、業者は一定の貯炭量に応じて買い上げられる。労働者は仕事を失なつたり出されるということで、何にもならない。ここも結局同じことになつていく。私は、こうしたことこそ労働行政としてやればいいのだというものの考え方そのものが根本的に間違つていると思うのです。労働省は、何も失業した者を網に何かで受けて、そぞしてそれを処理すると、そんな単純なものではないと私は思うのです。経済計画を立てるときに、生産の拡大をするときには、ちゃんと需要と供給の問題、その問題が通産行政の中にちゃんと考えられていてはならない、私はそういうと思うのです。だから、それも同じ炭鉱の運命なのです。あとは労働行政だ、首切ったあとは、合理化で処理したあとは全部労働行政だといふような格好でいられるような行政というものは、私はなつておらぬと思うのです。本末転倒だと思うのです。先日も私は予算委員会で企画庁長官を中心て議論をいたしました。通産大臣は大半どこの委員会を行つていて出てこなかつたけれども、私は、日本の経済計画を立てるときに、たとえば炭鉱または鉱山というものが、あらゆる面から検討をしてみてどうにもならない、国際的に見てどうにもならない、というなら、どうにもならないような処置をちゃんとしたやらなければならぬないと私は思うのです。これは労働行政にいくまでの問題だと、私はそう思つてゐるわけですから、今日の日本の貿易が、

特に歐州あたりのほうが振るわないと
いう——アメリカでも片貿易でありま
すけれども、振るわないと、いうのは、
その批判は何かというと、それはチ
ー・レーバー、ソーシャル・ダンビン
グという昔からの流れが日本の外國へ
の貿易が振るわない原因である。ガッ
トの三十五条を援用する、まあ三十五
条ははずしましよう。しかし、いつで
もとめますよという留保条件をちやん
とつけて三十五条援用をはずしましょ
うという懸度じゃないですか、各國と
も。その基礎をなして、いるものは何
か。だから経済計画、生産計画を立て
るとさには、その生産と合わせて需要
というものがちゃんと考慮されてい
る、生産と消費のバランスがとられる
というところに経済計画の基礎が置か
れなければならない。そのため、労
働力を持っている国民の配置の問題も
ちゃんと考へて物事を立てなければ
かねのではないかと言つて、私は、こ
の間、宮沢企画室長官につづこく尋ね
た。いろいろ例をあげて、議論をいた
しました。議論をいたしましたところ
が、答えることができない。それでは日本の
産業は付加価値がないのかというと、
付加価値は歐州並みなのです。その付
加価値の分配率を見たら外国の半分で
す。そんなことで、ただ自由放任で、
むだなよな設備投資がどんどん他の
産業で行なわれておる。その犠牲はみ
ませんけれども、弱肉強食の中で、ほ
んとうに国民の立場から言うならば、
むだなよな設備投資がどんどん他の
産業で行なわれておる。その犠牲はみ
んな国民にかぶつてくる。付加価値はど
うかというと歐州並みで、分配は半
分、こういうことで、とにかく合理化
をして企業だけ立てていけばいいとい

うものの考え方方が私は根本ではないかと思うのです。そういうことをやはり通産省が考えておかなければ、こういう問題がなんばでも出てくる。鉱業審議会をお作りになって、これを答申して、今度の雇用促進事業団法の一部改正をして、労働省の関係にしてやつていただくということは、私はけつこうだと思います。この法案自身についてとやかくは言つていないのであります。しかし、私は、こんなことを各産業で次から次に繰り返していく、労働省はそれを受けて、それを処置するのにきゅうきゅうとなつてゐる。ここに私は出発点が間違つていて、そう思うのです。ですから、やはり正常な生産機構の発展ということ、それに応じて需要の問題も正常な形で計画の中にちゃんと入れられていかなければならぬのではないかと、私はそう思つたのです。その点は通産省はどう考えておられるのだろうか。今ここにきて審議会を開いておやりになつた、処置をされたことは、そのことは私はいいことだと思います。しかし、そんなことは初めてからわかつてゐる問題ならわかつてゐる問題として、なぜ経済産業計画の中にこれを考慮しておやりにならないかということが私は非常に不満なんです。だから、宮沢企画庁長官に、労働力の配置、供給と需要の問題を経済計画を立ててなぜやらないか。政府はやつていいないといふ返事なんです。けしからぬ。世界各国でそんなことをやつてない国がどこがありますか。これが日本が信用を先づ問題であり、貿易が問題になつてくる。対日本貿易の問題にかかるくるのじやないかと言つて私は議論した。そのとき通産大臣

は何と答えたか。私は通産大臣と徹底的にこれはひとつこの国会で議論したいと思います。政府が計画を立てます、やるのは各省でござりますから、そんな方針とはかかわりありませんといふ返事をした。あなたばかりいじめても私はしようがない。そこで、私は、池田総理に、これはそんな計画か、この政府の今年の経済計画の方針がそんなものかと言つたけれども、のれんに腕押しみたいな返事をしますから、よし、きょうはよろしい。企画庁長官に尋ねてみたら、いや、そうじゃありませんと、こう言う。だから、私は、政府がせっかく完全雇用もやります、社会保障も高めますという方針を出ししながら、通産行政においては目もくれないといふような格好でおやりになつてゐるのではないか。これでは私はいつまでたつても、生産拡大は幾らしても、たとえば所得倍増論の基準年度でなしに、三十五年度を基準にしても、今操業縮短を一割以上やつてしますけれども、これがせめて九割まで操業いたしましたら、ことしの総生産は二十一兆ぐらいになりますよ。もっとこえて二十三兆くらいに僕はなると思う。そうしたら、昭和四十五年の総生産二十六兆の八割以上も生産拡大だけは二年かそこらでできてしまう。が、需要の問題はどうです。三十五年を基準にしてみても、国民一般で二割になるとぬじやないです。とてもそんな格好が正常な、ノーマルな経済の姿とはどうも思えない。これはあなたに議論をふつかけてえらい悪いけれども、そういう状態を何の御批判もなしに、たずらつと見ておられて、出てきたやつは処理すればいいのだ、これはしか

し全部処理しきれますか。炭鉱労働者でもそうではありませんか。ベースに入るのは、何割という大きな数字ではないのです。そういうことが平気で行なわれている。私はそこが問題だと思う。

〔理事阿具根登君退席、委員長着席〕

私は四、五年前にILOの問題をつかまえて、通産省はどうですかと言つたら、ILOなんてどこにあるのですかという調子で答弁され、私はものすごく憤慨したことがあります。しかし、そんな状態でないところことを通産省はどの程度認識されているか、私はお聞きしたいのですよ。どうでしょうかね。

○説明員(大木恒君) 私、全般の政治的なことはあれでございますが、私の所管しております金属鉱山の労働者と申しますか、その立場についての考え方を申し上げますと、先ほど石炭の例をお出しになりましたが、金属鉱山と石炭の基本的には違います点は、金属鉱物の需要というのは、将来の相当伸びていくという前提があるわけでござります。これは重要基盤産業といたしまして、化学工業あるいは金属工業のりっぱな原材料として、その需要は年々増大して参ります。これはもうまぎれもない事実だと思います。それから、もう一つ、わが国の金属鉱物がはたしていいものがあるかという点が一つあると思いますが、これは戦争の時代に、戦時行政で非常な乱掘をいたしました。乱掘をしてあらゆるもの掘つてしまつたわけであります。が、戦後二十年たしまして、やはり戦前以上

ができたわけであります。これは日本の国土に相当優秀な資源がまだ相当あるのだ、ただ探す努力をしていないためにお役に立てないことがこれでもつて言えると思うのでございます。そういうようなことを考えますと、この需要の増大に対処いたしまして、自由化の波を防ぐためには、どうしても暫定期間、日本の企業の体質改善をしなければならぬ。体質改善をすれば、それによる雇用の機会といらものは当然生まれてくるわけでありまして、新しい鉱山の開発を積極的にやれば、さらに新しい関連的な仕事をふえて参りまして、それにによる雇用の増大というものは、石炭と違つて、必ず出てくるという確信のもとに鉱業政策を進めておりますが、ただ、その暫定期間の間に、どうしても休廃止する山が出て参ります。それについての手厚い保護をやるべきであるという考え方から雇用対策が出発しておる。そう考えておるわけでござります。

あるのか、日本が近代化していく自らの歴史、経済の発展もさせなければならぬけれども、そこにはどういう姿勢かは思うのです。これは金属鉱山ばかりでなく、いろいろが必要かということを皆さうじゃないと思うのですよ。だから、とにかくないと、この問題は解決せないと。たとえば金属鉱山一つとってもみたって、戦時に乱掘があつたというなら、そういう実態なら、もつと緻密に対策を立ててこられて、新しい鉱山の開拓を力を入れて、それで外国との企業格差が違うというなら、機械化が足らぬというなら、なぜ指導をして、こんなふうな行き詰まるはどうつて置かれなか、どんどんと突き当たってしまったから、今のあなたの御意見を聞くと、審議会をこしらえて、こうだああだと、うことを議論して雇用問題からまず出発したというのだけれども、そういうことであつていいのかどうかといふことを私は言いたいわけですよ、実際問題として。あなたは、今のお話によりますと、新しい開拓をすれば雇用ももえるのだ、いいんだとおっしゃった。そんなことをおっしゃるなら、なぜ前題として。あなたは、今のお話によると、からちやんとそういう計画をお立てにならなかつたか、監督官厅じやありますけれども、先進国といいますか、アメリカが悪くとも、銅の国際的な需要との関係があるでしようけれども、何とか二%か一・三%だというなら、多少多少の条件が悪いです。これは金属鉱山ばかりでなく、いろいろが必要かということを皆さうじゃないと思うのですよ。だから、とにかくないと、この問題は解決せないと。たとえば金属鉱山一つとってもみたって、戦時に乱掘があつたというなら、そういう実態なら、もつと緻密に対策を立ててこられて、新しい鉱山の開拓を力を入れて、それで外国との企業格差が違うというなら、機械化が足らぬというなら、なぜ指導をして、こんなふうな行き詰まるはどうつて置かれなか、どんどんと突き当たってしまったから、今のあなたの御意見を聞くと、審議会をこしらえて、こうだああだと、うことを議論して雇用問題からまず出発したというのだけれども、そういうことであつていいのかどうかといふことを私は言いたいわけですよ、実際問題として。あなたは、今のお話によると、からちやんとそういう計画をお立てにならなかつたか、監督官厅じやありますけれども、先進国といいますか、アメリカが悪くとも、銅の国際的な需要との関係があるでしようけれども、何とか二%か一・三%だというなら、多少多少の条件が悪いです。これは金属鉱山ばかりでなく、いろいろが必要かということを皆さうじゃないと思うのですよ。だから、とにかくないと、この問題は解決せないと。たとえば金属鉱山一つとってもみたって、戦時に乱掘があつたというなら、

その点はなるはでござります。そな
すると、企業規模だとか、精鍛技術と
かといふようなことに落ちてくるわけ
ですね、これは。そうでしょう。そな
なると、これは通産行政は努力が足ら
ぬのじやないかといふことに尽きは
ませんか。その点はどうなんですか。
○説明員(大木恒君) 国内の地下資源
の体質改善、あるいは新しい鉱床の探
索、こういうことは、戦後の乱掘のあと
と、日本の鉱業会社が独自の力で現在
の姿まで持ってきたことは事実でござ
います。その間、政府といたしまして
は、外国の製品の輸入の制限をしてお
りまして、いわゆる FA でございまし
て、この FA 下の貿易管理のもとにお
いて日本は企業の建て直しをやつて
参ったわけでございまして、その間に
非常にたくさん資源を見ついたこと
は先ほど申し上げたとおりでございま
す。本来、探鉱という問題は、企業が
独自の力でやるべき性質のものだと私
は考えておりますが、この激的な貿易
自由化の時期に際会いたしまして、ど
うしても企業だけではその負担が過重
である。場合において、政府において保
護する、補助するといふようなことで
今回の金属鉱物探鉱融資事業団法案を
提出しておるわけであります。管理貿
易時代におきましては、確かに日本の
企業が独自でやりましたが、そのやれ
た理由は、国内価格が海外の価格に比
べまして非常に高かつたわけでありま
す。高い価格を維持するように政府が
保護しておったということが言えるわ
けであります。その範囲内において
企業努力といたしまして鉱山の企業を
続けて参ったと考へていいと思いま
す。そういうことで、今まで政府は何

もしなかつたのじやないかといふことがあります。確かに一面において御説のとおりでござりますが、F.A.下におきます価格政策という面からいいますと、偉大な保護政策をしておつたということをまた言えるわけであります。それから、日本の銅の品位は一・二%、アメリカが一%であるという一つの格差がありますが、日本の一・二のところを掘つております銅鉱山もいろいろございまして、現状において、たとえば二十一、三万で仕上がる山もございます。あるいは三十万をこしておるものもあるわけであります。非常に山々によつてコストは違うわけでございます。かりに今自由化いたしますと、外国の電気銅は二十三万四、五千円で入つて参ります。そうなりますと、それより安い電気銅を作るような山はもちろん稼行でございますが、それよりもコストの高いところは一へんに休廃しなければならないという状況になりますから、それに対して、現在タリフ・クオーター制度をとるということでお進んでおります。そうやって急激なショックを山に与えないような対策をとつて、四年ないし五年の間に鉱山の体質の改善をしたいという方向で進んでおります。もちろん電気銅を使う立場にあります電線伸銅のことも考えなければならないと思います。いつまでも割高なものを作生産するということは許されないだろうと思います。そういう暫定期間の対策で自由化の波を乗りこえていくという対策になつておるわけであります。

になるならだれも反対するものはない、と思うのです。ところが、そうでない、に、生産性向上運動というような格好でよく言われている問題を一つとつて、七、八年前から生まれてきたものは残しておるのじゃないかと私は思うのです。だから、そのいう意味で、私は、もっともつと政府が指導をして、国際的などうせ自由化という問題は、これは必然性ですよ。何ものも将来の形においてこれを食いとめるのはないと思は思うのです。だから、人類が幸福になる限り、そういう道筋をたどるのでは私は当然だと思うのです。そんなことですから、やはり努力をしてかまえと進んでいくような手当てを――規模が大きいとか小さいとか、だから負けないものはどうにもならないもので、日本の能力に合うものがだんだんと進んでいくようになっていくといふ格好じや意味がないんじゃないですか。私はそれらは何も努力もしないで、労働者がだけが犠牲になっていくといふ格好じや意味がないんじゃないですか。私はそれを先ほどから言っているわけですよ。

だから、やはり通産省は、この鉱山ばかりでなしに、産業全体を把握しておられるのだから、計画をお立てになるときには、ちゃんと需要の問題もお考へになつてお立てにならなければこういうことが出てくるのじゃないか。建設大臣やその他に申し上げますけれど自身はとつておいて、そうしてあとは

も、結局お作りになるところはあなたがそのままでありますから、あなたの方自身がそのままでありますから、あなたの方自身がそのままになつてもらわない限り、日本の経済はちゃんと発展になつてしまつ。景気変動を繰り返すために中小企業や労働者が犠牲になるという結果になる以外の何ものでもない、そんな経済政策をもう国民はいつまでも許しておかないと私は思うのです。そういうことをあなたの方のところでお立てになるのだから、ちゃんとやはり近代国家並みなもの考え方をしてもらいたい。それでなければこういう問題が出てくる。それで、私たちがこれにふんまんやるかたないところを、今度は法律で保護するということになつて、ますから、それは私はけつこうですけれども、こんなことを、このやり方が足らぬかどうかという議論に入る前に、その前段の議論をしなければならないというのは残念しこくだ、私はこう思つておるわけです。

そこで、鉱山局の行政において、ILOの鉱山労働者の条約や勧告やいろいろありますけれども、ああいうことをどう見ておられますか、お聞きしたいと思う。

○ 説明員(大木恒君) 鉱山局はILOと直接の関係はございませんが、実は、私個人のことを申し上げてみたいへん恐縮でございますけれども、保安局の鉱山課長をやっておりましたころに、金属鉱山のILOの会議がございました。そこに出席したことがございまして、ILOの会議場に流れております雰囲気というものを私自身は十分承知いたしておるつもりでございまして、ただ、最近の動きにつきましては、遺憾ながら存じておらないのでございました。

○藤田藤太郎君 私は、まず一九一九年からILOができたが、ILOがいかなる目的で誕生したか。戦後そのILOに対して、日本の資本家は一生懸命にILOに再加入するため努力した。政府と労使の三者で金を出し合つて一生懸命努力をしてILOに加盟ができた。常任理事国になつた。ところが、ILOの条約や勧告や決議というものをなまに宣伝されると、とたんに困るから、ILOの協力団体であるILO協会を脱退します。日本の資本家諸君は平気でそういうことを言う。一切ILOの運動には参加しない。これは一つの例なんですけれども、こんなものなんですよ。だから、あなた方は通産行政の中でいろいろの制約があるでしょのけれども、これは世界の流れといふものはちゃんと知つておいてもらわないと、間違いが次から次と起きてくると私は思う。これは労使関係の労働者保護の問題ですけれども、しかし、ILO自身が目的にして誕生したときの精神というものが通産行政の中に入つてきたら、今のように、設備拡大だけは三年たたないうちに倍増計画の八割以上してきた需要の問題はほつたらかしといふような格好に通産行政はならなかつた。私はそういうふうに思ふ。まあそういう意味で、あえてあなた方に御意見を聞いたわけですからござります。それから、この鉱山事業といふもの、鉱山資源といふのを題も、まだ開発するなら、そのようなどころに世界に伍して日本の鉱山事

○阿木根登君 大木課長のほうに質問いたしますが、ただいまの藤田君の質問で、銅はこの三月から自由化するが、関税は三万円かける。こういうことですが、その答弁の中で、外国から輸入される電気銅は二十三三万五千円ぐらいで入ってくる、こうことであつたと思うのです。そうしますと、三万円の関税をかけてもこれは追いつかない、こういうことになつてくるわけですね。そうすると、これに対してどういう対策をおとりになつてあるか、その点ひとつ詳しく御説明願います。

○説明員(大木恒君) 銅は四月一日からタリフ・クォーター制度を採用する暫定関税措置法案が国会に提出されると思いますが、その場合に、一次税率はゼロでございまして、二次税率が三万円というタリフになつております。その場合に、日本の需給状況をはじきまして、外国からまあ電気銅を入れる必要がなければ、タリフの一次税率で入れるもののがゼロでございますが、かりに日本の国産だけで間に合わない場合におきましては、最低必要量だけを入れて参ります。そうなりますと、それが先ほど申し上げました二十三万四、五千円の外銅が入つてくるわけでございます。その外銅はそういう意味で一次税率で入つて、これはいきなり電線を払わなければ輸入できないといふ仕

組みになるわけでございます。そのうちに、国内建値は相変わらず二十八万円でありますと、これはどうしても二次税率を払つて外銅が入つて参ります。そのためには、国内建値についてはさらに引き下げなければならないことになる。現在二十八万円でありますが、これは四月以降大幅にやはり改定されることになると思います。そういうよううに、国内の電気銅につきまする価格は、自由化になりますると大幅に改定されることは必至でございます。ただ、その場合には、日本の鉱山がつぶれない程度のいろいろ対策をやらなければならぬ。これは日本の銅の供給構造は、現在国内鉱山から約十万吨を出ております。それから、外国から銅石を輸入いたしまして精錬いたしますそれが約十三万トンぐらいあります。そのほかにスクラップとか故障類で四、五万トン出しておられます。そういうような銅の供給の構造になつておりますが、輸入銅は比較的国内銅よりも安く仕上がるという内容になつておりますので、その辺をアールいたしまして国内鉱山の維持をはかつていくという考え方を持つておるわけであります。それで四月以降の建値が幾らになりますか、ここで申し上げるわけにも參りませんけれども、現在の二十八万円はもちろん維持できないことになりますかと思います。

二十七、八万トンである、だからその差は輸入に待たなければならぬ、しかし、その輸入に待つということでは非常なアンバランスが出てくるから、これをブル式にやつていくと、こういうことですか、ただいまの御答弁は。

○説明員(大木恒君) 需給をはじめとして、不足分を輸入するという格好になりますが、その場合の不足量の算定は、四月以降の自由化価格という問題が当然出て参りまして、二十八万円で確保ができます鉱山の分まではたして国内の生産量の中に入れていいかどうかという問題はもちろん残るわけであります。それが、かりに二十七万あるいは二十六万というふうに建値を下げるを得ないというような場合の国内の生産力というものは、ある程度落ちて参ると思います。しかし、それは何らかの他の措置によつて大きなショックはないよう今考へなければいけないと思ひますが、今おっしゃつたような観点で、それでさらに不足する分に対してもつて出でてくるという格好になります。それで、二次税率でもつて入れるということがどんどん行なわれますと、これは非常に大きなショックを鉱山に与えますのですから、この場合には緊急輸入制限とか、あるいはいわゆるA.F.A制度というのをございますが、そういうふうに監視制度を設けまして、相当大きなシヨックが与えられる場合においては、緊急に輸入制度という措置もあわせて考えておるわけあります。

○阿具根登君 けつこうだと思うのですが、自由化をして、しかも、関税をこのくらいかけておつて輸入制限がで

きますか。業者はこれに従いますか。
○説明員(大木恒君) 私の御説明が省略いたした点がござりますが、実はタリフ・クオーター制度をやりますと、タリフに一次税率で無税で電気鋼を入れたり下がる、そうすると非常に安いもののが需要者のところに渡るわけあります。その場合に、需要者のほうは、その安いものを貰つた一つのメリットをある程度山に還元してやるうじやないかという話し合いが関連業界との間にできております。結局ブル思想でございますが、これは山と需要者の間で自的な協調のもとに、その金を山のほうに還元してやる、それで建値が下がった分についてのあとの補償と申しますか、補給を行なうという格好にしておりまして、現在話し合ひがほとんど固まつたようなところであります。

それから、また、輸入鉱石につきましても、その割安な点もござりますので、それは精錬所がまた輸入鉱石を処理してきました価格のうちの一部を日本の国内鉱山に還元する、そういう関連業界の自主的な話し合いが進んでおります。二十八万円の建値は下がりますが、現在の山が維持できないというような程度の低い建値にはならないような対策をとつておるわけあります。

○阿具根登君 金額はここで言えない無税の場合、一応第一次の金額に見合つておられると受けたところを考えておられますか。

○説明員(大木恒君) 国内建値が問題

でございまして、二十三万四、五千円で一次税率で入つて参ります。これは現実にそうだと思います。これはタリフのワクに入れば入りますが、ワクに入らなければ入らないという格好になります。たとえば一万トンなら一万トンというものが入つてくるとして、それが二十三万四、五千円で入つて参ると、国内建値がかりに二十七万円といいますと、その差額があるわけでございまして、それを関連業界の協調のもとに山に還元するという格好になる

と思います。そういたしますと、三万円の税金を払つても国内建値の関係で入れてくるということはなくなるわけ

でございまして、そういう心配は一応計算上はないわけでござります。た

だ、その場合、思惑で相当長期にわたり大量に入れてくるような契約で

もするような場合にはおきましては、輸入制限ということも考えております。

そういう体制になつております。

○阿具根登君 そこで、銅はそれだけ手当をして、この銅からは失業者はど

のくらいい出ますか。

○説明員(大木恒君) 離職者の数につ

いては、私ども労働省のほうから

いろいろ情勢を伺つておりますが、

昨年の初めから今まで、約九千人の離職者が各鉱種にわたつて出るわけでございまして、この三月の自由化に至りましてどのくらい出るかという点については、現在のところ確たる数字はつかんでおりません。しかし、われわれのほうの鉱業政策の基調は、一時に大量的離職者がが出るというのを極力避けるために、事前にいろいろ手を打つているわけでございまして、九千人以上がはたして何名えますか、今のと

ころ確たる数字を申し上げる材料はございませんし、大幅な離職者は出ない

の動きを見ながら対策をあわせ考えていかなければならぬと、こう思つてお

りまして、現在何年間輸入制限をする

か、その辺についてまだ成案ができる

おりません。

○阿具根登君 そうしますと、銅、亜

鉛、亜鉛は延期になりましたが、長

い期間の延期ということも考えておら

ります。たとえば一万トンなら一万ト

ンというものが入つてくるとして、そ

れが二十三万四、五千円で入つて参る

と、国内建値がかりに二十七万円とい

りますと、その差額があるわけでございまして、それを関連業界の協調の

もとに山に還元するという格好になる

と思います。そういうふうな状況でございまして、二十三万四、五千円で入つて参る

と、国内建値がかりに二十七万

○河内賀吉 次の情報です。

○阿具根登君 私どもの情報では、三十七年は局長がおっしゃったように、九千人から一万人、三十八年度以降三十九年までに一万四、五千名の失業者が出てくる、こういうふうに考えておられるわけです。そうすると、私たちとしては二万三、四千人の失業者が出るが、労働者では一万七、八千人、少し差が大きいようですが、これは今後研究していくたいと思いますが、それでこの法案に盛られておるので何人分の予算をこれは考えておられるのですか。どのくらいの失業者を雇用促進事業団で就職させる考え方、そういう点をお願いいたします。

○政府委員(三治重信君) 預算といったしましては、雇用奨励金が三千八百万円強でございます。それから住宅確保奨励金、これは五千七百万円ほどで、約九百四十戸、それから職業訓練の關係は、これは金属鉱山の離職者の出るところの県で、職種を十職種ほど一般訓練所を増強するという考え方でござります。大体われわれのほうの雇用計画につきましては、安定所の紹介目標が本年度が約二千人、それから来年度が二千五百人でございます。なお、これは会社ともいろいろ情報をとつてあります。非常に各山元での労使協調が割合にうまくいくておりますのと、それから各山ごとでは、単位としては人數が大体二、三百名が多い。一番多いところで、大きな山については、第二会社なり配置転換ということで、大半を会社は処理しておられます。したがつ

て、それから各府県で今申し上げましたように、取り扱う離職者の数が大体年間五百名程度を見込んでおるということになりますので、そう広域職業紹介を強力にやらぬでも、各地元、あるいは鉱山会社の系列会社または中小の山においては、全山を閉山しておるようなところは、県が責任を持って再就職をいろいろあつせんをしておりますので、石炭のようにたくさん滞留するというようなことは予想されないとふうに考えております。

○阿具根登君 岩手の問題がありまして、松尾鉱山と思いますが、ここで千人の離職者が出て、その後の情勢はどうですか、千人の就職は完全でありますか。

○政府委員(三治重信君) 松尾鉱山では、昨年の十月の終わりに、希望退職ということまでの整理で離職された方が千九十五名ござります。そのうち、一月末までわれわれのところに入った情報によりますと、就職決定者が三百八名、それから現在訓練所に入つておられるのが百四十四名、それから、まだ職業相談中の方が四百三十六名、それで、この離職者のうちで、安定所へ職業相談なり、あるいは安定所に行かれてもいいというふうに言われて、安定所で現在のところお世話する必要がないというふうに見ておりませんのが二百七名、こういうふうな状況でございます。

○阿具根登君 そうしますと、この説明の冒頭に大臣も言っておられますように、炭鉱と同様に、この自由化のために非常に犠牲が出てくるということをこういうことが考えられており、しかも、雇用促進事業団の法律の一部改

正が今審議されておるわけですが、炭鉱と同じような状態で失業者が出てく
る。言いかえれば、鉱山は炭鉱以上に
いなかのきびしい所にあるというこ
になつてくるわけですね。そうする
と、炭鉱と同じ処遇をしてやるか、あ
るはそれ以上のことを考へてもいい
のではないかということになります
が、出されておるものを見ますとずい
ぶん違つておるようですが、炭鉱の離
職者対策と鉱山の離職者対策の違つ
ては、ところはどこどこであるか、ま
た、どういう理由であるか、それをひ
とつ説明して下さい。

現在の職業安定所の職業紹介体制からいきますれば、そう長い期間からなくて再就職のお世話ができるのではないか。そうすれば、現在のところ、現在の失業保険、これの給付の延長制と、訓練所に入つていただく訓練制度というものを強力に押していくば、そういう時間がかかるのじやないかで、差をつけたところでござります。

○阿見根登君 私は、その意見が全く違うのです。この法律そのものが二年間ということを出しておられるわけですね。そうしますと、少なくとも二年間のうちに失業者が残つておるということです。求職者が残るから、私は、この二年間ということにもつと議論がございますが、しかし、この法律案から見ましても、少なくとも二年間というものは、こういう離職者手当とか、あるいは移転手当を出しますといふことであれば、少なくとも二年間は離職者が残つておると、その観点からしますれば、そうしますと、失業保険は大体六カ月から九カ月で切れるから、そうすると金屬鉱山だけは、長い人でも、あとの一年間は促進手当がもらえない、こういうことになるのが一点点どうしても私は納得できない。

それから、もう一点は、金屬鉱山は一ヵ所で出るのは非常に少ない率だ、そのとおりです。一番多いところで、さつきおっしゃられたように松尾鉱山の千人、あとは一、三百名、こういうことはわかりますが、そんならば、なおさら求職手当をやり、促進手当をやってもこれは微々たるもので。金額にしては微々たるものであっても、与える精神的な影響というものは、非

常に先業者に対してあたたかい手当をなさるのじやないか。それがどうして外されねばならなかつたか。私は、これほどしても納得できませんが、まだほかに理由がございましたら御説明願います。

○政府委員(三治重信君) 先ほど申し上げた以外の理由はございません。大量が非常にたくさんになると、質的に特別な対策をとる必要があるということ、政府が考えて、石炭には最高峰の現在のところの特別な離職対策がとられたわけでござります。それと同じようにやるべきだという御議論も、十分われわれはその御主張は当然あるべきだと思っておりますが、ただ、政府の全体の離職者対策としていつた場合に、特別だ特別だといって、みんな一番上に上るのはいいことではありますけれども、なかなか各省との折衝で十分にいけなくて、われわれも努力が足りなかつた点もあらうかと思ひます。番上に上るのはいいことではありますけれども、ななかか各山の離職者に対してそれと同じものがとれないと、いうことについては、そういう御不満は十分納得できるわけでござりますけれども、これは石炭につきましては、ほんとうに急激に大量だといふこと以外にはないわけでござります。

それから、われわれのはうの今後の失業対策といたしましても、そういう特殊な立法で特殊にやつてきますと、必ず何か同じような事情が出た場合には、それに右へならえをしたらどうかという議論が出来ますし、また、さらにそういうふうな特定産業の離職者または特定地域の離職者に対して特別なものをやると、今申し上げたようこ右へ

ならえ、右へならえの議論が必ず出るわけです。したがつて、われわれのほうとしては、失業対策の全般の水準を高めていく、そういうことによつてやうとしている。いう産業からも、また、どういう地域からでも、失業という現象について、それが国民全体に同じような施策が行なわれるような水準を高めていくがいいという考え方で、今度の職業安定法、失業対策法の改正案の中には、そういう再就職の困難な中高年令者を対象とする特定の職業指導対策、それから、その裏づけとして再就職せられるまでの間、求職促進手当を、若干金額は低いわけでございますが、就職指導手当を支給する案を考え、そして特殊から一般化をして失業対策の水準を高める、こういうことで対処していきたい。もちろんこの職安法、失対法が御承認願えれば、もしもこの間で失業保険が切れれたあと、また、未就職の方についてはこういうふうな特別の就職指導法、就職指導手当を配慮していきたいというふうに考えております。

があがれば、これにこした喜びはないと思うのです。何もそれを使う必要はない。しかし、その人に与える影響と精神的な問題を考え、または就職のできなかつた人ということを考える場合に、なぜこれをつけてやれなかつたか、どうしても私はこれは納得できない。それから局長が、失業保険が切れてもなお就職のなかつた場合には考えることをおつしやいましたですね。どういう構想をお持ちになつておるか、これはおそらく非常にみなが心配しておる問題だと思いますから、ひとつお示し願います。

全であるというふうな実態が出ますれば、今後ともこれを絶対やらないということではなく、十分検討していくべきことではあります。ただ、やはり石炭で今度あればまた長期三年間でございますが、われわれのほうとしては、今後の一般的な失業対策としては、職安法、失対法の改正によつて、やはり石炭で今度あらぬ方には、いさきかなりとも就職手当を出して、そうしてまた特別の指導を考案して、それには就職指導官を特別に配置するわけでございますが、そういう職業紹介の技能を高めて、再就職を容易にしていくという方向で発展的に考えていいきたい、こう考えております。

の一般産業に対して影響を与えるといふような感覚が私と違ひませんで。日本の労働政策というものはさか立ちしておるので。せびるを着てネクタイをしめて冷房の中で働いている人には土曜の半どん等が昔からあるのです。しかし、生命の危険にさらされ、太階の恩恵にも当らずに、日々生命をすり減らしてやつておる人にはそういう恩恵はないのです。そうして生産の基盤だということでしわ寄せはされておる、そういう私は逆な考え方を持つておるので。だから、こういう人たちに対するは、政府がより私があたかい手を伸ばすべきだと思う。かりにそりゃないとしたら、皆さんが職がなかつた場合に炭鉱や鉱山の坑内で働くかどうか、こういうことを考へていただいて、もう少しあたたかいひとつの待遇をしてもらいたい。十分考へて今までやられたことには感謝いたしております。しかし、それが一般産業の労働者と何か同じように考えておられるものが私は根底に流れている、こう思いますので、どうしてもただいまの御説明では納得できませんが、本日はこれで質問を打ち切ります。

ら資料を出さない、というお話があります。それできょう出でないわけではありませんけれども、あれは撤回されると、労使間の正常な形で今後運営されることだと思うのですがどうですか。

○説明員(日比野健児君) 先日の本委員会で労務ハンド・ブック——われわれは労務ハンド・ブックという名称はつけていないのであります。が、いわゆる国有林の労使関係のあり方と将来といふようなことの題目でござりますが、その点につきましては、経緯を申し上げますと、昭和三十三年が四年ごろ、当時の労使関係は非常にがたがたした時代でございましたが、そういう時代を背景にしまして、まあこれは事務参考といたしまして林野庁で作ったもので、各局に配りました。それが労務ハンド・ブックと從来いわれております。そして、そのいわゆる労務ハンド・ブックにつきましては、そういう使命を終わつたということです。これは当局会議の措置といたしまして、三十六年の暮れですね、当局会議の措置といつたしまして处置したという例がございまして、その後当局といたしましては、いわゆる労務ハンド・ブックといふようなものは作つておりませんのでございますが、たまたま前回講演の筆記集録したものが問題になつたのであります。が、内容等を検討いたしますと、この前申し上げましたように、表現の未熟な点が相当ありますので、まあ読む人が読めば、あるいはすなおに理解される点があると思いますが、何と申しましても、全国の管理者と申しましても、営林署長、その他中央の係官、末端の管理者の方をおられますの

で、あるいは理解に不十分があつて、不測の紛議をかもすおそれがあるといふ。うような観点に立ちまして、その講演集につきましては、これは当局会議の措置いたしまして、しかるべき措置をとりたい、かように考えておりました。

○藤田藤太郎君 しかしるべき措置といふ意味はこう解釈していいんですね。林野庁としては、こういうものの考え方、これはあなたのほうがこういう文書をまとめて発表されたいきさつはどうかわかりませんけれども、こういう問題は一応白紙にする、こういう工合に理解していいのですね。

○説明員(日比野健児君) あの講演集については、ないものにするということです。

○藤田藤太郎君 そこで、そういう態

度を林野庁がおとりになることはけつ

こうなことがあります、私は、紛争

といいますか、問題の焦点がこういう

ところから出てきていると思うわけで

す。そこで、先日お願ひしておきましたが、組合から資料を出したのでしょ

うか。

○説明員(日比野健児君) 組合からは

項目だけが出て参りまして、内容が出

ていなかつたのですから、比較検討

はできず、資料として、提出するこ

とができるなかつたことを御了承願いた

いと思います。項目はきております。

○藤田藤太郎君 そこで、私は何と

いったい。やはり林野庁といふものは重

要な国家的職務、重要な業務なんですね

から、その中で労使間に紛争が起きる

ようなことでは困る。それはやはりあ

らゆる面に出てきていると思います。

薬の散布の問題や、各職場におけるい

ろいろの関係者のやりとりの問題や、

まあこの前も少し申し上げましたけれ

ども、こういうものは今のお考えに

沿つてひとつ白紙にみんな返してもら

いたい、正常な形にですね、どうでございましょう。この機会に労使がほん

とうにそういう信頼する状態にぜひひ

とつ返してもらいたいと思うのです

が、どんな御見でしようか。

○説明員(日比野健児君) 先生のいわ

れる御趣旨については同感でございま

す。ただ、何と申しますか、労使関係

と申しますのは両方がありますわけで

ございまして、言いにくいことでござ

いますが、当局だけその気になりま

す。でも、組合のほうにはまた組合の立場

がございまして、組合の立場はわかり

ますが、そういう立場にあくまで固執

されるというとおかしいのですが、一

つの主張に固執されまして、妥協点に

進むということがもしないとすれば、

なかなかそうとはいきませんけれども、

そういう場合には、われわれとしては

誠心誠意お話し合いを持ちまして、す

べての問題を含めまして、そういうこ

とのないように常々心がけたいと思つ

ております。

○藤田藤太郎君 よく気持はわかりま

した。それで問題は、先日も職員部長

のおおしやるよう、全林野の組合と

あなたとの関係、要するに団交とい

うものはいろいろな問題の議論があ

る。これは両方に主張点があるのです

から、問題の処理というのは、そこに

妥協点といふものがなければならない

いふ。少なくとも不当労働行為等の問題

は中央の団交では行なわれてないので

ありますか、やり方と申しますか、そ

うことで労使の関係というものを廻

らゆる面に出てきていると思います。

○説明員(日比野健児君) われわれと

方の団交のルールを飛びこえて地方へ

でいろいろな手順や何かを、まあ白紙

になつた状態に基づいて団交されてい

行つてということを言つておるわけ

でありますけれども、中央の団交

の協約もございまして、そういうも

のに立つてやつていいと思います

。そうでありませんと、そとかと

いつしあつらよこばつて言うわけ

じやありませんけれども、そういう

ものをお一応前提にしましてやつていき

ませんと、直接中央から行つて話をつ

けるということになりますと、まあそ

も、中央で団交をされて、なかなかこつ

ちとこつちの流れとか、当局と組合の

私もほかのところで一つこういうもの

を扱つたことがあるわけですから

いろいろ議論をされると思うのです。し

かし、そしてして全国的な組織ですから、

私もほかのところで一つこういうもの

を扱つたことがあるわけですから

えを申し上げましたとおり、基本的には、各段階の団交によりまして処理をして参るわけでございますが、事の重要性等によりましては、従来から現地に関係者を派遣いたしまして指導もいたしておりますところでございまして、非常にあたたかい御指導をいただいて、まことに感謝にたえないわけでござります。今後もさらにそういう気持をもちましてこの労務管理の適正化に努め参りたいと存じます。

な形に戻していただきたいといふままで私は意見を申し上げているわけです。団体交渉から始まつて、誠意をもつてお話をすから、長官のお気持もちよつと聞いておきたい、そういうことです。
○政府委員(吉村清英君) あるいは私がお答えが若干御質問にはずれておつたかと思います。私いたしまして途中から参りまして、全般的な問題として何つておりましたのでそういうお答えを申し上げたわけでございます。例の先生のお言葉の中にありました労務課長の講演に関する一連の問題に關連いたしまして、熊本営林局の管内に起きておりますいろいろな感情的な問題、その他の問題になるかと思うのですがございますが、そいつた点につきましては、私どもとしては、やはり先ほど申し上げましたように、原則的には現地々々の実情に沿れて、団体交渉によつて正常化をして参りたいと思つております。私どもいたしましては、だれかを現地に派遣をいたしまして、現地でもつて処理するということにつきましては、ただいまのところ考えておらないのでござります。将来はまたその情勢に応じて対処をいたしたいと思っております。

ではなかろうか、こういう御趣旨な
です。この点でお答え願います。
○政府委員(吉村清美君) どうもと
ちんかんの答弁ばかりしております。
て、まことに恐縮でございます。そ
ういう点につきましても、私ども必要
応じて現地の指導をするということを
考えております。これは団交だけでは
分にいかないというような場合には、
そういうことも考えなければならぬと
思います。

持を現実に現わしていただきますよ
お願いしておきます。
○柳岡秋夫君 今、藤田委員の質問
対しまして、労務ハンド・ブックの
理についての当局の意向というもの
はつきりしたわけござりますが、
はりこの処理について、單に書か
たものを引き上げるとかということ
けでは問題は解決しないし、解消
ない、こういうふうに思ひます。今
で下部の機関において起きておる場
が、すべて労務ハンド・ブックとい
れておりますけれども、この中に流
れる一貫した思想の中から起きている、
いうことを考えますと、やはりこの
理に当たっては、先ほど申されまし
よう、中央の段階における労使の打
合いというものを十分にしていたば
きまして、そして今後の労働問題の
争について、信頼感を持ったひとつ
交を行動の中で示していただきよ
に、私からもぜひお願ひをしたいと
うふうに思うわけでござります。
もう一つ、先般の薬剤撒布による被
害についての資料をきょういただいま
わけでございますが、この状況と原因
というものを見てみますと、必ずしも
これは作業員の不注意からこういう被
害が起きたというふうには私は思わ
ないわけでございます。したがいま
て、先般も言いましたように、こうし
う非常に危険な有害な作業をするい
までの下部における話し合い等の経過
等を聞いてみますと、こういう問題に
ついては、一切営林署ですか、下部の機
関においては、話し合つて労働条件に

ついで取りきめをしちゃいかぬ、この問題の権限は一切上部にあるのだ、こういうような指示を当局としては流しているようありますけれども、これはやはり現場の地域々々のいろいろな特殊性と申しますか、それぞれの地域的な条件があるわけでございますから、特に労働基準法の安全衛生の規定の中にも、この有害な作業に従事する場合のいろいろな取りきめと申しますか、規定があるわけです。ですから、十分そういう規定に沿った労使の話し合いといふものをやらなければならぬのじやないかというふうに思うわけでござりますが、この間の話によりますと、作業員本人の不注意といふことが、私の印象では強くそれに原因があるようを受け取られたわけです。しかし、今申しましたように、必ずしも本人の不注意ということじやなくして、事前ににおける当局の十分な対策といふものが欠けておったというふうに思いますが、こういう点についても、ひとつ誠意をもつて下部の機関において作業条件についての話し合いを十分やられるようにお願いしたいと、こういうふうに思うのですが、いかがござりますか。

三 事業主がその営む港湾運送事業を廃止した場合

(負担金の督促及び滞納処分)

第二十二条 負担金を滞納する者があるときは、政府は、期限を指定して、これを督促しなければならない。ただし、前条の規定により負担金を徴収するときは、この限りでない。

2 前項の規定によつて督促をしようとするときは、政府は、納付義務者に対し、督促状を発する。

3 前項の督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならぬ。ただし、前条各号の一に該当する場合は、この限りでない。

4 政府は、納付義務者が次の各号の一に該当する場合には、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は納付義務者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対し、その処分を請求することができる。

第一項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに負担金を納付しないとき。

二 前条各号の一に該当したことにより納期を繰り上げて負担金納入の告知を受けた者がその指定の期限までに負担金を納付しないとき。

5 市町村は、前項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の例によつてこれを処分することができる。この場合においては、政府は、徵取金の百分の四に相当する額を当該市町村に交付しなければならない。

(延滞金)

第二十三条 前条第二項の規定によつて督促をしたときは、政府は、負担金額百円につき一日四銭の割合で、

納期限の翌日から、負担金の完納又は財産の差押えの日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。ただし、次の各号の一に該当する場合又は滞納につきやむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

1 負担金額が千円未満であるとき。
2 納期を繰り上げて徴収するとき。
3 納付義務者の住所若しくは居所が国内にないため、又はその住所及び居所がともに明らかでないため、公示送達の方法によつて督促したとき。

4 前項の場合において、負担金額の一部につき納付があつたときは、その計算の基礎となる負担金額は、その納付のあつた負担金額を控除した金額による。

5 延滞金を計算するにあたり、負担金額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

6 督促状に指定した期限までに負担金を完納したとき、又は前三項の規定によつて計算した金額が百円未満であるときは、延滞金は徴収しない。

7 延滞金の金額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

規定による徴収金の先取特権の順位

は、国税及び地方税に次ぐものとする。

港湾労働委員会の委員は、非常勤とする。

(指定港湾労働者手帳)

第三十条 指定港湾労働者は、労働省令の定めるところにより、地方港湾労働委員会から指定港湾労働者手帳(以下「手帳」という。)の交付を受けなければならない。ただし、すでに

手帳の交付を受け、これを所持している場合において、記入すべき余白があるときは、この限りでない。

2 手帳の様式及び交付その他の手帳に関する事項は、労働省令で定める。

3 港湾労働委員会に関する事務を処理させるため、港湾労働委員会に事務局を置く。

4 前項の事務局に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

5 この章に規定するもののはか、港湾労働委員会に関して必要な事項は、政令で定める。

第六章 雜則

(不就業手当の支給に関する不服申立て)

第二十八条 不就業手当の支給に関する処分に不服のある者は、失業保険法第四十条第一項の失業保険審査官に対する審査請求をし、その決定に不服のある者は、同項の労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

2 失業保険法第四十条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。(時効)

第三十九条 負担金その他この法律による徴収金を徴収し、又はその還付を受けける権利及び不就業手当の支給を受けける権利は、一年を経過したときは、時効によつて消滅する。

4 中央港湾労働委員会は、使用者委員、労働委員及び公益委員各七人をもつて組織し、地方港湾労働委員会は、政令で定める。

5 使用者委員は、事業主の団体の推薦に基づいて、労働委員は、主として港湾労働者をもつて組織する労働組合の推薦に基づいて、公益委員

は、使用者委員及び労働者委員の同意を得て、労働大臣が任命する。

港湾労働委員会の委員は、非常勤とする。

(指定港湾労働者手帳)

第三十条 指定港湾労働者は、労働省令の定めるところにより、地方港湾労働委員会から指定港湾労働者手帳(以下「手帳」という。)の交付を受けなければならない。ただし、すでに

手帳の交付を受け、これを所持している場合において、記入すべき余白があるときは、この限りでない。

2 手帳の様式及び交付その他の手帳に関する事項は、労働省令で定める。

3 港湾労働委員会に関する事務を処理させるため、港湾労働委員会に事務局を置く。

4 前項の事務局に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

5 この章に規定するもののはか、港湾労働委員会に関して必要な事項は、政令で定める。

第六章 雜則

(賃金額等の記入)

第二十九条 事業主は、指定港湾労働者を雇用した場合においては、労働省令の定めるところにより、賃金支払のつど、その者に支払った賃金の額、当該賃金の基礎となつた労働時間数その他の事項を手帳に記入しなければならない。

2 指定港湾労働者は、事業主に雇用される場合においては、その雇用された時間数その他の事項を手帳に記入しなければならない。

3 事業主は、指定港湾労働者から請求があつたときは、前項の規定によつて、手帳を事業主に提出しなければならない。

4 事業主は、指定港湾労働者から請求があつたときは、前項の規定によつて受けた手帳を返還しなければならない。

5 (印紙税の非課税)

第三十二条 不就業手当に關する書類には、印紙税を課さない。

(報告及び検査)

第三十三条 行政庁は、港湾労働者の雇用関係及び賃金に關する必要があると認めるときは、事業主に報告をさせ、又は當該職員をしてその事務所

三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

港湾労働委員会の委員は、非常勤とする。

(指定港湾労働者手帳)

第三十条 指定港湾労働者は、労働省令の定めるところにより、地方港湾労働委員会から指定港湾労働者手帳(以下「手帳」という。)の交付を受けなければならない。ただし、すでに

手帳の交付を受け、これを所持している場合において、記入すべき余白があるときは、この限りでない。

2 手帳の様式及び交付その他の手帳に関する事項は、労働省令で定める。

3 港湾労働委員会に関する事務を処理させるため、港湾労働委員会に事務局を置く。

4 前項の事務局に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

5 この章に規定するもののはか、港湾労働委員会に関して必要な事項は、政令で定める。

第六章 雜則

(賃金額等の記入)

第二十九条 事業主は、指定港湾労働者を雇用した場合においては、労働省令の定めるところにより、賃金支払のつど、その者に支払った賃金の額、当該賃金の基礎となつた労働時間数その他の事項を手帳に記入しなければならない。

2 指定港湾労働者は、事業主に雇用される場合においては、その雇用された時間数その他の事項を手帳に記入しなければならない。

3 事業主は、指定港湾労働者から請求があつたときは、前項の規定によつて、手帳を事業主に提出しなければならない。

4 事業主は、指定港湾労働者から請求があつたときは、前項の規定によつて受けた手帳を返還しなければならない。

5 (印紙税の非課税)

第三十二条 不就業手当に關する書類には、印紙税を課さない。

(報告及び検査)

第三十三条 行政庁は、港湾労働者の雇用関係及び賃金に關する必要があると認めるときは、事業主に報告をさせ、又は當該職員をしてその事務所

に立ち入り、関係者に対しても質問し、若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により当該職員が立入検査する場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係者にこれを持続しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第四条 失業保険法の規定は、指定期定港湾労働者には適しない。

第三十五条 この法律に基づいて発する命令は、その草案について、中央港湾労働委員会の意見を聞いて、これを制定する。

第六章 罰則

第三十六条 第八条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第三十七条 事業主が次の各号の一に該当するときは、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二 第三十一条第一項の規定に違反して記入をせず、又は虚偽の記入をしたとき。

三 第三十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、当該職員の質問に對して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第三十八条 港湾労働者その他の関係者が次の各号の一に該当するときは、

は、六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第三十一条第二項の規定に違反したとき。

二 第三十三条第一項の規定による当該職員の質問に對して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第三十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、

は、六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

四 第四十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第五条 (施行期日) 第一条 この法律の施行期日は、各規定につき、公布の日から起算して一年をこえない期間内において政令で定める。

第六条 第六条の規定施行の際現に常用港湾労働者を雇用している事業主は、労働省令の定めるところにより、同条の規定施行の日から五年以内に、その雇用する常用港湾労働者の氏名その他の事項を当該地方港湾労働委員会に届け出なければならない。

第二条 第六条の規定施行の際現に常

用港湾労働者を雇用している事業主は、労働省令の定めるところにより、同条の規定施行の日から五年以内に、その雇用する常用港湾労働者の氏名その他の事項を当該地方港湾労働委員会に届け出なければならない。

第三条 第二章の規定施行の日から五年以内に、その雇用する常用港湾労働者の氏名その他の事項を当該地方港湾労働委員会に届け出なければならない。

第四条 第二章の規定施行の日から五年以内に、その雇用する常用港湾労働者の氏名その他の事項を当該地方港湾労働委員会に届け出なければならない。

第五条 第二章の規定施行の日から五年以内に、その雇用する常用港湾労働者の氏名その他の事項を当該地方港湾労働委員会に届け出なければならない。

第六条 第二章の規定施行の日から五年以内に、その雇用する常用港湾労働者の氏名その他の事項を当該地方港湾労働委員会に届け出なければならない。

第七条 第二章の規定施行の日から五年以内に、その雇用する常用港湾労働者の氏名その他の事項を当該地方港湾労働委員会に届け出なければならない。

第八条 第二章の規定施行の日から五年以内に、その雇用する常用港湾労働者の氏名その他の事項を当該地方港湾労働委員会に届け出なければならない。

第九条 第二章の規定施行の日から五年以内に、その雇用する常用港湾労働者の氏名その他の事項を当該地方港湾労働委員会に届け出なければならない。

行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

定に関する法律に基づいて、前

号の支給に關し負担金を徴収す

ること。

第十条 第一項第六号の次の次の一

号を加える。

六の二 不就業手当の支給に關す

ること。

第十四条 失業保険特別会計法(昭和二十二年法律第百五十七号)の一部を次のように改する。

第一条中「失業保険事業を經營す

るため、「を失業保険事業及び港湾

労働者の雇用安定に関する法律(以

下「雇用安定法」という。)による不就

業手当の支給に関する政府の經理を

明確にするため、「に改める。

第二条第一項第八号中「失業保険法」の下に「港湾労働者の雇用安

定に関する法律」を加える。

第十八条第一項中「失業保険法(こ

れに基づく命令を含む。)」を「失業

保険法(これに基づく命令を含む。)」を「失業

四十一の三 港湾労働者の雇用安

定に関する法律に基づいて、前

号の支給に關し負担金を徴収す

ること。

第十一条第一項第六号の次の次の一

号を加える。

六の二 不就業手当の支給に關す

ること。

第十二条第一項第八号中「及び失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)第三十

六号及び港湾労働者の雇用安定に關

する法律(昭和三十八年法律第

号)第二十三条第一項本文」に改め

る。

第十三条 第二章第二項中「第四十条第一

項」の下に「及び港湾労働者の雇用安

定に関する法律(昭和三十八年法律第

二十八号)」の一部を次のように改正す

る。

第二条第二項中「第四十条第一

項」の下に「及び港湾労働者の雇用安

定に関する法律(昭和三十八年法律第

二十八号)」の一部を次のように改正す

る。

第二十五条第一項中「及び失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)第三十

六号及び港湾労働者の雇用安定に關

する法律(昭和三十八年法律第

二十八号)」の一部を次のように改正す

る。

第二十六条第一項中「及び失業保険制度」を「失業保険制度及び指定港

湾労働者の不就業手当制度」に改め

る。

第二十七条第一項中「及び失業保険制度」を「失業保険制度及び指定港

湾労働者の不就業手当制度」に改め

る。

第二十八条第一項中「及び失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)第三十

六号及び港湾労働者の雇用安定に關

する法律(昭和三十八年法律第

二十八号)」の一部を次のように改正す

る。

第二十九条第一項中「及び失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)第三十

六号及び港湾労働者の雇用安定に關

する法律(昭和三十八年法律第

二十八号)」の一部を次のように改正す

る。

第三十条第一項中「及び失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)第三十

六号及び港湾労働者の雇用安定に關

する法律(昭和三十八年法律第

二十八号)」の一部を次のように改正す

る。

第三十一条第一項中「及び失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)第三十

六号及び港湾労働者の雇用安定に關

する法律(昭和三十八年法律第

二十八号)」の一部を次のように改正す

る。

第三十二条第一項中「及び失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)第三十

六号及び港湾労働者の雇用安定に關

する法律(昭和三十八年法律第

二十八号)」の一部を次のように改正す

る。

第三十三条第一項中「及び失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)第三十

六号及び港湾労働者の雇用安定に關

する法律(昭和三十八年法律第

二十八号)」の一部を次のように改正す

る。

第三十四条第一項中「及び失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)第三十

六号及び港湾労働者の雇用安定に關

する法律(昭和三十八年法律第

二十八号)」の一部を次のように改正す

る。

第三十五条第一項中「及び失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)第三十

六号及び港湾労働者の雇用安定に關

する法律(昭和三十八年法律第

二十八号)」の一部を次のように改正す

る。

第三十六条第一項中「及び失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)第三十

六号及び港湾労働者の雇用安定に關

する法律(昭和三十八年法律第

二十八号)」の一部を次のように改正す

る。

第三十七条第一項中「及び失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)第三十

六号及び港湾労働者の雇用安定に關

する法律(昭和三十八年法律第

二十八号)」の一部を次のように改正す

る。

第三十八条第一項中「及び失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)第三十

六号及び港湾労働者の雇用安定に關

する法律(昭和三十八年法律第

二十八号)」の一部を次のように改正す

る。

第三十九条第一項中「及び失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)第三十

六号及び港湾労働者の雇用安定に關

する法律(昭和三十八年法律第

二十八号)」の一部を次のように改正す

る。

第四十条第一項中「及び失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)第三十

六号及び港湾労働者の雇用安定に關

する法律(昭和三十八年法律第

二十八号)」の一部を次のように改正す

る。

第四十一条第一項中「及び失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)第三十

六号及び港湾労働者の雇用安定に關

する法律(昭和三十八年法律第

二十八号)」の一部を次のように改正す

る。

第四十二条第一項中「及び失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)第三十

六号及び港湾労働者の雇用安定に關

する法律(昭和三十八年法律第

二十八号)」の一部を次のように改正す

る。

第四十三条第一項中「及び失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)第三十

六号及び港湾労働者の雇用安定に關

する法律(昭和三十八年法律第

二十八号)」の一部を次のように改正す

る。

第四十四条第一項中「及び失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)第三十

六号及び港湾労働者の雇用安定に關

する法律(昭和三十八年法律第

二十八号)」の一部を次のように改正す

る。

第四十五条第一項中「及び失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)第三十

六号及び港湾労働者の雇用安定に關

する法律(昭和三十八年法律第

二十八号)」の一部を次のように改正す

る。

第四十六条第一項中「及び失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)第三十

六号及び港湾労働者の雇用安定に關

する法律(昭和三十八年法律第

二十八号)」の一部を次のように改正す

る。

第四十七条第一項中「及び失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)第三十

六号及び港湾労働者の雇用安定に關

する法律(昭和三十八年法律第

二十八号)」の一部を次のように改正す

る。

第四十八条第一項中「及び失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)第三十

六号及び港湾労働者の雇用安定に關

する法律(昭和三十八年法律第

二十八号)」の一部を次のように改正す

る。

第四十九条第一項中「及び失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)第三十

六号及び港湾労働者の雇用安定に關

する法律(昭和三十八年法律第

二十八号)」の一部を次のように改正す

る。

第五十条第一項中「及び失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)第三十

六号及び港湾労働者の雇用安定に關

する法律(昭和三十八年法律第

二十八号)」の一部を次のように改正す

る。

第五十一条第一項中「及び失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)第三十

六号及び港湾労働者の雇用安定に關

する法律(昭和三十八年法律第

二十八号)」の一部を次のように改正す

る。

第五十二条第一項中「及び失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)第三十

六号及び港湾労働者の雇用安定に關

する法律(昭和三十八年法律第

二十八号)」の一部を次のように改正す

る。

第五十三条第一項中「及び失業保険法(昭和二十二年法律第百

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第七条中「、その扶養義務者又はその他の」を「又はその」に改める。
第八条第一項中「基準」の下に「以下この条において「保護の基準」といいう。」を加え、同条第一項中「前項の

の必要の相違」を「に応じた実際の必
要性一二枚づぶ。

六 学識経験のある者
(委員)

第十条の七 審議会の事務を処理させるため、審議会に事務局を置く。
2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、会長の命を受けて、
の職員を置く。

生活保障法

次中「第二章保護の原則(第七条)

第十九条」を「第二章の二 生活保障審議会（第二十二条の二）」に、「第六十九条の二」を「第六十九条の二 生活保障審議会（第六十九条の二）」に改める。

国民に対し、その困窮の程度に応じ「最低限度の生活を維持することができないすべての国民に対し」に改めることとする。

この場合において、社会通念上処分することが適当でないと認められ

第八条の二 保護は、要保護者の自立

第十条の四 審議会は、次に掲げる者

第十条の六 審議会に会長一人を置き、委員が第十条の四第六号に掲げ

第十条の規定による単位の人員構成」に
改める。
第六十五条の次に次の一条を加え
る。

年法律第八十九号)に定める扶養義務

者の扶養及び他の法律に定める」を
「他の法律に定める國又は地方公共団
体の」に改める。

第九十条第一項第一号の次に次の
一号を加える。

一の二 被保険者又は被保険者の
属する世帯の世帯員であつて被
保険者の配偶者若しくは十六歳
未満の子が生活保障法による生
活扶助以外の扶助を受けると
き。

9 第九十一条第一項第二号中「生活保
護法による生活扶助以外の扶助又
は」を削り「によるこれに」を「によ
り生活保障法による生活扶助以外の
扶助に」に改める。
(他の法律の一部改正)

る就学奨励についての国の援助に
関する法律（昭和三十一年法律第
四十号）

十三 稟税特別措置法（昭和三十二
年法律第二十六号）
十四 学校保健法（昭和三十三年法
律第五十六号）

十五 社会福祉事業等の施設に關す
る措置法（昭和三十三年法律第百
四十一号）

十六 国稅徵收法（昭和三十四年法
律第百四十七号）

十七 日本学校安全会法（昭和三十
四年法律第百九十八号）

十八 社会福祉施設職員退職手当共
済法（昭和三十六年法律第百五十
五号）

十九 連合国占領軍等の行為等によ
る被害者等に対する給付金の支給
に関する法律（昭和三十六年法律
第二百五十五号）

二十 激甚災害に對処するための特
別の財政援助等に関する法律（昭
和三十七年法律第百五十号）

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、約
五千万円の見込みである。

二 地方自治法（昭和二十二年法律
第六十七号）
三 児童福祉法（昭和二十二年法律
第一百六十四号）
四 社会保険診療報酬支払基金法
(昭和二十三年法律第二百一十九号)
五 身体障害者福祉法（昭和二十四
年法律第二百八十三号）
六 地方税法（昭和二十五年法律第
二百二十六号）
七 結核予防法（昭和二十六年法律
第九十六号）
八 国有財産特別措置法（昭和二十
七年法律第二百十九号）
九 らい予防法（昭和二十八年法律
第二百十四号）
十 入場税法（昭和二十九年法律第
九十六号）
十一 学校給食法（昭和二十九年法
律第二百六十号）
十二 就学困難な児童及び生徒に係

昭和三十八年三月二十五日印刷

昭和三十八年三月二十六日発行

参議院事務局

発行者 大蔵省印刷局